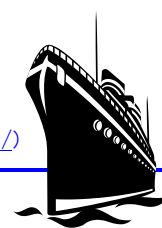


MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。 (http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



陸上貨物運送事業者における労働災害について

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」）は、長距離輸送における交通事故遭遇の危険、荷役作業時の転落・転倒事故等の危険を伴うため、製造業・建設業に次いで労働災害の発生件数が多い業種です。

本稿では、陸運業における労災事故の動向と労災事故防止への取り組みをご紹介します。

1. 陸運業における労災発生件数について

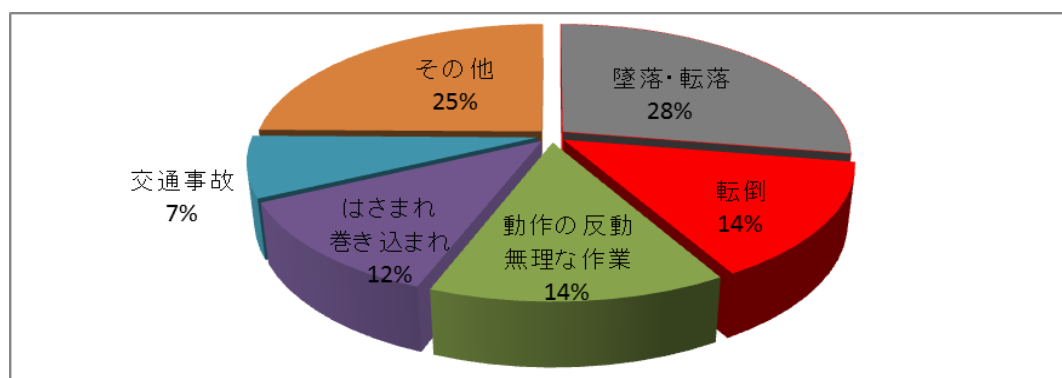
平成24年の陸運業における労働災害発生件数は、死亡災害が134人、休業4日以上
の死傷災害件数では13,834人となっています。過去5年間、死亡者数・死傷者数ともに
ほぼ同程度の人数で推移しており、全産業に占める割合は1割強です。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
死亡災害者数	148	122	154	129	134
（全産業に占める割合）	11.7%	11.3%	12.9%	12.6%	12.3%
死傷災害者数(休業4日以上)	14,691	12,794	13,040	13,820	13,834
（全産業に占める割合）	12.3%	12.1%	12.1%	11.7%	11.6%

図表1 陸運業における労働災害発生件数の推移（単位：人）

事故の型別発生状況については、「墜落・転落」が最も多く約3割を占め、以下「転倒」
「動作の反動・無理な作業」、「はさまれ・巻き込まれ」と続きます。

死傷災害については約7割が荷役作業時に発生しており、また、その事故の多くは荷主、
配送先、元請事業者等の事業場構内で発生しています。



図表2 平成24年の陸運業における事故の型別の死傷災害発生状況（休業4日以上）

2. 厚生労働省による労災事故防止取り組みについて

厚生労働省ではその荷役作業における労働災害を減少させるため、荷主向けに協力要請を
行い事故防止に関わるリーフレットを作成しています。更に『陸上貨物運送事業における荷
役作業の安全対策ガイドライン』（平成25年3月25日基発0325第1号。以下「ガイドラ
イン」という。）を策定し、陸運事業者及び荷主等（「荷主、配送先、元請事業者等」）が
それぞれ取り組むべき事項を示しています。以下にガイドラインに記載されている防止対策
をご案内します。

●荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

- ア. 運送の都度、荷主等の事業場における荷役作業の有無を事前に確認すること。
また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。
- イ. 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。
- ウ. 荷役作業場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護帽、安全靴等を着用させること。
- エ. 荷役作業場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等の使用に必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保、安全通路の確保等に努めること。
- オ. 陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

- ア. 荷役作業を行う労働者に、ガイドラインで示された「墜落・転倒防止のための事項」を遵守させること。
- イ. 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。
- ウ. 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。
- エ. タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全带取付け設備（親網、フック等）を設置すること。

現時点では、ガイドラインに示された事項に違反した場合、陸運事業者及び荷主等に対する罰則規定はありません。しかしながら、万が一荷主等の事業場構内で、荷主が行うべき災害防止処置を怠ったことが原因で重大事故が発生した場合には、荷主は被災者から損害賠償責任を問われる事も考えられます。

荷役作業時の労働災害発生防止にあたっては、関係者が一体となり対策を講じることが不可欠です。

<参考文献>厚生労働省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/>

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 HP: <http://www.rikusai.or.jp/>